

平成 18 年 度

事業計画書

財団法人 横浜市シルバー人材センター

基本方針

横浜市シルバー人材センターは昭和55年10月設立以来、少子高齢化の進展、社会経済のグローバル化など、情勢の変化に対応し発展成長してまいりました。

今日、国や横浜市は、公的サービスに民間活力の導入を図るなど、効率的な行財政運営の実現に取り組んでいます。当センターにおきましても補助金の削減や指定管理者制度に伴う公共・外郭団体発注業務の減少などが見込まれ、引き続き厳しい事業運営が予測されますが、民間事業所等への積極的な受注活動や効率的な業務執行を通して、時代に即した事業展開を図ってきているところです。

平成18年度は、16年4月に横浜市と締結した「協約」の最終年度にあたるため、協約目標の達成に向け、一丸となって取り組んでいきます。

また、限られた人材、資源による効果的な運営を実現するために、「組織機構の再編」や「財政基盤の強化」を図ります。具体的には、事務所の数を現在の7事務所から6事務所に再編し、会員や発注者の利便性に配慮した受発注業務に努めていきます。

さらに、会員登録制度や本部・事務所の業務分担の見直しを図り、財政基盤の確保と効率的な業務執行に努めるほか、個人情報保護体制の充実に向けた一層の環境整備を図ります。

昨年の国勢調査の結果、わが国は人口が恒常的に減少していく「人口減社会」に突入しました。少子化による人口の減少は、社会・経済システムや社会保障制度など、様々な分野への影響が懸念されます。なかでも労働力人口の減少は、社会の活力を低下させる大きな原因ともなるため、高齢者が社会の支え手となって、社会の活力を維持していくことが益々求められます。

平成18年は、シルバー人材センターの法制化から20年という節目となりますが、今後もこれらのニーズに的確かつ柔軟に応え、就業活動等を通して高齢者の自己実現が図れるよう、高齢者福祉の増進と社会参加支援を推進します。また、その活動が横浜の経済発展に寄与するよう、積極的に取り組んでいきます。

平成18年度重点事業

- 1 受注開拓活動の推進
- 2 就業体制の強化
- 3 福祉・家事援助サービス業務の推進
- 4 安全管理対策の強化
- 5 財政基盤の強化と業務執行体制の見直し

平成18年度事業計画

平成18年度計画値

契約金額 45億100万円

会員数 1万6000人

1 受注開拓活動の推進

平成18年度は、昨年度に引き続き、横浜市の入札制度改革、指定管理者制度の実施により、公共・外郭団体からの受注減少が予測されますが、協約目標を達成するために、組織一丸となって受注の確保に取り組みます。

具体的には、民間・個人受注に重点を置いた役職員と会員とが一体となった受注活動、事業推進員・福祉家事援助サービスコーディネーターの訪問活動、広報媒体の活用や地域イベントへの参加等により、現行実績の維持と新たな受注確保に努めます。

(1) 役職員による受注活動

活動計画に基づき、事業推進員活動と連携を図りながら、役員・職員による事業所等への訪問受注活動を展開し、少しでも多くの受注確保に努め、会員の就業機会の拡大を図ります。

公共・外郭受注については、地方自治法施行令改正に伴う随意契約による受注の獲得に向けた働きかけを行い、また、指定管理者制度への対応としては、受託した企業・団体等へセンター会員の活用について働きかけを行います。

また、18年度からシルバー人材センター所管局が経済観光局に移管されることから、市内経済団体とより連携を密にして、受注開拓活動の展開を図っていきます。

(2) 事業推進員活動

引き続き国庫補助事業の就業機会創出員制度を活用して、仕事の受注や啓発活動を担当する会員を各事務所に配置し、役職員による受注活動等と連携を図りながら、企業・団体等への訪問PR活動を行い、地域に潜在するニーズの掘り起こしとセンター事業の普及啓発に努めます。

(3) 会員によるPR活動

受注開拓を目的とした会員の主体的活動として、広報物配布業務に携わる会員がセンターのPRチラシを地域に配布し、センター事業の普及啓発に努めます。また、区民まつり等の地域イベントやボランティア活動の参加時には、会員が主体的にチラシ・パンフレットの配布を行うほか、文化活動を通して地域住民とコミュニケーションを図り、センター事業の普及啓発と地域社会への浸透を図ります。

(4) 独自事業の実施

会員のもつ専門的技術・技能を活かした就業機会の確保と地域住民に対する多様な学習・交流機会の提供を目的に、独自事業として各種講座を本部・事務所で開催します。

18年度は会員参加による効率的運営を一層推進するとともに、受講者からより高い満足度が得られるよう、内容の充実に努めます。

〔実施内容〕

- ①書道 ②パンづくり ③写真の撮り方 ④絵手紙 ⑤そば打ち
- ⑥中高年の英語 ⑦バードカービング ⑧シルバーIT講習 ⑨和菓子づくり
- ⑩世代間交流事業（パンづくり、そば打ち）

(5) IT社会に対応する受注活動

ホームページ掲載情報の定期更新、電子メールによる受注対応等を通して、引き続きIT社会に相応しい事業運営を図っていきます。

また、17年度から(社)全国シルバー人材センター事業協会がインターネットによる仕事の受注システム「シルバーしごとネット」の稼働を開始し、全国規模の普及を目指していますが、当センターも引き続き参加し、簡便な方法による受注活動を展開します。

(6) ワークプラザ作業室の利用促進

一時的に多くの人手を要する作業が可能なスペースとして設置した、本部及び緑事務所ワークプラザ作業室の利用促進を図り、各種資料の封入、シール貼り、発送作業等の受注拡大に取り組み、多くの会員の就業機会確保に努めます。

2 就業体制の強化

多様化する発注者ニーズに的確かつ迅速に応え、顧客満足度をより高めていくために、会員の増強、技能講習会の充実、適正就業の推進等に取り組み、就業体制の充実・強化に努め、市場ニーズに柔軟に応えられる体制の整備を図ります。

(1) 会員の増強

会員による口コミ、ホームページや各種広報PR、市民を対象とした技能講習会の開催等を通じて、会員が不足している地域や職種に的を絞った会員募集を行うほか、受注開拓活動同様、会員による会員募集チラシの配布を行い、事業の推進母体である会員の増強を図ります。

(2) 技能講習会の充実

発注者ニーズに的確に応え、顧客満足度をより高めていくために、各種技能講習会を国の補助事業であるSP(シニアワークプログラム)事業として開催し、会員の技能習得・向上を図ります。

(3) 適正就業の推進

発注者の理解のもと、ローテーション就業の推進や「会員の就業年限に関する基準」の適用など、一人でも多くの会員に就業機会を提供することで適正就業の推進を図るとともに、就業率の向上に努めます。

なお、「会員の就業年限に関する基準」は、現在公共・外郭団体との契約についてのみ適用していますが、18年度は適用範囲の拡大適用について検討していきます。

(4) 顧客サービスの向上

接遇研修の実施、顧客満足度調査による発注者の意向把握、会報誌や各種会合等における意識啓発等を通して、事業運営における職員、就業時における会員のマナーとサービス向上を図り、より一層の顧客満足度の向上に努めます。

(5) 地域班活動

地域班活動は、広報よこはま市版配布業務の班編成と班長制度を活用して展開してきましたが、当該業務が17年4月をもって終了したため、現在は民間チラシや横浜市各局区の特集号等の配布をベースに班編成と班活動を維持しています。

18年度は、現行体制の維持を図るとともに、地域班本来の活動のあり方、広報物配布班に依存しない班の再編等について検討を進め、会員が主体的に事業運営に参画できるよう、地域班体制の確立に取り組んでいきます。

(6) 職群班活動

職群班は、会員による主体的就業活動の推進を目的に、植木剪定班が先行して組織化されていますが、引き続き、梯子等からの転落事故防止や安全保護具装着の励行等就業時の安全確保に努めるとともに、技能向上、受注拡大、仕事の配分等にも取り組めます。

また、福祉・家事援助サービスにおいては、コーディネーターが中心となり定期的に開催している会員懇談会の一層の充実を図り、情報の共有化を図るとともに班体制の編成に取り組んでいきます。

3 福祉・家事援助サービス業務の推進

福祉・家事援助サービス業務は、介護保険の対象とならない業務への対応として、コーディネーター制度の活用、充実したコーディネート業務と講習会の開催等、より良いサービスの提供に努めた結果、これまで実績を拡大してきました。

引き続きコーディネーターの配置、実践的な講習会の開催等を通じて、家事援助、子育て支援等に積極的に応えていくとともに、18年度は改正介護保険制度がスタートするため、保険認定の対象とならない層に対する一層の支援と体制の整備を図っていきます。

(1) 福祉・家事援助サービスコーディネーターの配置

17年度に引き続き、本部及び各事務所に福祉・家事援助サービスコーディネーターを配置し、会員に対する就業のきっかけづくり、発注者と就業会員のコーディネートとアフターフォロー、会員懇談会の定期開催等、良好な就業環境づくりとより良いサービスの提供に努めます。

(2) 各種講習会の開催

多様化する発注者ニーズに対応するため、調理、家庭内清掃、子育て支援、軽易な介護等の講習会を開催し、会員の就業活動が円滑に進むよう会員のもつ技術の補完に努めるとともに、発注者サービスの向上を図ります。

18年度は、各家庭で普及しつつある電磁調理器具を使った調理講習を新たに開催するなど、発注者ニーズに広く応えていくための体制づくりに努めます。

(3) 子育て支援

核家族世帯の増加や女性の社会進出に伴い、子どもの見守り、幼稚園や塾への送迎、産前産後の手伝い等、子育て支援に関するニーズはさらに高まることが予想されます。このため、講習会を通して子どもの健康面における特性等の知識を深めるなど就業体制の強化を図り、併せて積極的な受注活動を行います。

(4) 介護保険対象外業務の充実

改正介護保険制度は、18年度から介護予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、地域密着型サービス体系の確立等を柱に実施されます。介護予防への方策として、センター事業への期待の高まりが予測されるため、区役所などとも連携して現在実施している介護保険の適用とならない層に対する支援体制をさらに充実させ、時代のニーズに応じていきます。

4 安全管理対策の強化

「安全就業の徹底は何よりも最優先」という理念のもと、安全管理委員会の機能強化、講習会及び各種啓発活動等を通して会員の安全就業を推進します。

18年度は、前年度に引き続き、賠償責任事故件数の減少と事故件数が多い植木剪定業務の事故防止に重点を置き、安全基準の周知徹底と励行を積極的に推進していきます。

また、継続的に実施している神奈川県警の協力による交通安全講習会を開催し、就業途上時の交通災害防止にも努めます。

(1) 安全管理委員会活動

- ア 事故の原因分析と防止対策への取り組み
- イ ヒヤリ・ハットの分析と事業への反映
- ウ 就業現場への巡回視察と不安全行為等の指摘
- エ 職群班会議での啓発活動
- オ 会員交流会等での啓発活動

(2) 安全講習会の開催

- ア 交通安全講習会
- イ 職群別安全講習会（緑地管理、刈り払い機、車両運転、福祉・家事援助サービス）
- ウ 健康維持講習会

(3) 安全就業に向けた取り組み強化

- ア 会報シルバーセンターへの啓発記事掲載
- イ チラシによる啓発活動（配分金明細書等へ同封）
- ウ 安全基準の周知徹底と不履行者に対する就業調整

(4) シルバー保険への加入

会員が安心してセンター活動に参画できるよう、引き続き、全会員を対象に、シルバー人材センター総合保険（傷害、賠償責任）に加入し、会員活動における不測の事態に備えます。

5 財政基盤の強化と業務執行体制の見直し

平成18年度は、協約目標達成の最終年度となるため、17年度実施の「組織機構再編検討会」「緊急に取り組むべき課題ワーキング」等の検討結果を踏まえ、基本計画の改定、組織機構の再編、会員登録制度の見直しを行い、財政基盤の強化と業務執行体制の見直しを図ります。

(1) 基本計画の改定

当センター基本計画は、平成4年5月センター事業の充実と「魅力あるセンター」を目指して策定され、その後、横浜市基本計画の変更、社会情勢や高齢者施策の変化に柔軟に対応するために、三度の見直しを行いました。

17年3月に見直した現行の「基本計画 2010 改定版 Ver.2」は、協約の達成を柱に、補助金の削減や公共・外郭団体発注業務の減少等、当面する課題への対応として18年度までの行動計画に留まっています。

このため、19年度以降の行動計画について、横浜市が21世紀最初の四半世紀を展望して策定を進めている「長期ビジョン」等との整合を図りながら、新たな基本計画として18年度に策定作業を行います。

(2) 財政基盤の強化

補助金の削減等、厳しい財政状況においても円滑な業務執行が図れるよう、業務執行体制の見直しや積極的な受注活動による事業収入の増、会報誌等への広告掲載

による収入確保、会員登録制度の見直しによる新たな財源確保等に取り組み、財政基盤の強化に努めます。

(3) 業務執行体制の見直し

協約に掲げた事務事業の効率的な執行体制整備と本部・事務所の業務分担の見直しを実現するために、17年度実施の各種検討会の検討結果に基づいて18年度に行動計画として実施します。

本部の機構再編として、指導課と企画課を統合し事業部門の効率的運営と事務所との連携を強化し、受注の拡大に努めます。また、事務所の事務負担となっている請求事務の軽減を図り、事務所本来の受注活動や会員検索にあてる時間を創出するため、請求センター(仮称)の設置について検討を進めていきます。

また、南事務所と西中事務所を会員及び発注者の利便性に十分配慮した上で統合し、7事務所体制を6事務所に再編することで、効率的・効果的な業務執行体制を構築します。

(4) 会員登録制度の見直し

協約では17年度までに会員登録制度の改定に向けた検討を行い、18年度に計画を策定することとなっておりますが、17年度実施の「緊急に取り組むべき課題ワーキング」の検討結果等を踏まえ、登録更新制度や会員登録に伴う会員の経費負担について具体的な検討を進め、新たな会員登録制度について実施計画を策定します。

(5) 個人情報保護体制の推進

個人情報保護法の施行に伴い、横浜市、関係団体及び企業において個人情報保護に関する制度の整備が行われており、当センターにおいても事業所・個人の発注者、並びに会員や職員の個人情報保護に関する規程の見直しや体制の整備を進めてきました。18年度は、個人情報取扱事業者として一層の取組強化を図り、センターの保有する個人情報の適切な取扱いに努めて行きます。

6 ボランティア活動支援

ボランティア活動はグループ単位で自主的に活動していますが、関係機関との連携のもと、会員が主体となった活動の充実をより一層推進するための一助として、会報誌への活動紹介や参加者募集記事の掲載、研修会の開催支援等を通じて、当該活動を支援していきます。

また、昨年、児童を被害者とする犯罪が発生したことなどを受けて、全国的に地域防犯への取り組みが実施されていますが、当センターにおいても、会員の主体的活動として、就業中や就業先への往復途上時などに「子ども見守り活動」等に協力をしていきます。

グループ名	活動内容	グループ名	活動内容
演芸	楽器演奏、歌唱、手品	観光ガイド	名所・旧跡案内
緑地管理	植木剪定、除草	街の美化	清掃美化
イベント	イベントの運営手伝い	青少年育成	書道・絵画・自然観察・囲碁・将棋指導
福祉	福祉施設の手伝い		

7 普及啓発活動の推進

厳しい財政状況のなか、経費縮減の観点から普及啓発活動の総点検を図り、効率的・効果的な広報手段を選択し、センター事業の普及啓発に努めます。

(1) 広報媒体を活用したPR

- ア 会員による受注開拓用PRチラシの配布
- イ パンフレット、リーフレットの配布
- ウ その他各種広報媒体の活用

(2) インターネットの活用

インターネットを活用したPR活動や情報伝達の充実を図り、センター事業の普及啓発及び効率的な事業運営に役立てます。

- ア 本部ホームページの刷新と定期更新
- イ 各事務所インターネット専用機における電子メールによる受注、相談及び情報収集

(3) その他の広報活動

- ア 区民まつり等地域イベントへの参加
- イ 公共施設等へのパンフレット常備

8 無料職業紹介事業の実施

臨時的・短期的及び軽易な業務に係る雇用労働を希望する高齢者に、無料の職業紹介を実施します。

9 会報誌の見直し

「会報シルバーセンター」を会員の取材、編集活動のもと会員、発注者及び関係機関向けに発行し、センター事業や会員の就業内容の紹介、センターから会員への情報伝達等を行います。

18年度は、発行回数を3回から2回に変更するとともに、ページ立て、印刷カラー等についても見直しを行い経費節減に努めますが、「会報シルバーセンター」がセンターの情報を発信する媒体として今後も機能するよう、掲載内容の一層の充実に努めます。

10 会員の自主活動への支援

事務所単位で開催している「会員交流会」「各種サークル活動」、及び全事務所有志会員で構成する「創作展会」等会員の自主活動について、引き続き支援を行っていきます。